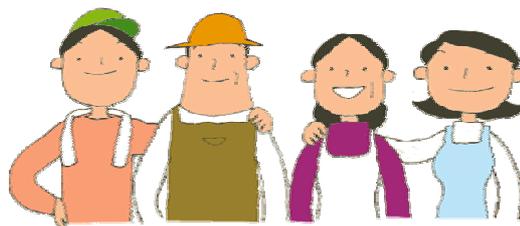


# 家族経営協定について



## § 1 家族経営協定って何？

女性農業者や農業後継者がはりあいをもって農業を行っていくための1つの方法として家族で話し合っって休日、労働報酬、労働時間等ある一定のルールを決めることです。

また、これによって法人化への移行準備もできます。

## § 2 家族経営協定を結ぶメリットは？

家族の役割を明確にする

収益の分配方法や就労条件などを明確にする

女性の農業者年金への加入や各種資金の借入れが可能（[制度的なメリット](#)）

など

## § 3 家族経営協定で取り組むべき内容

家族経営協定でどのような事項について取り決めを行うかは、個々の経営内容により異なります。しかしモデルとなるものとして、「農林水産省構造改善局長・農蚕周芸局長通達」に記載されている「**家族経営協定に盛り込まれることが適当と考えられる事項**」（下表参照）などが公的なものとして挙げられます。

協定事項について課題ごとにポイントを整理すると以下のようになります。

### <家族経営協定に盛り込まれることが適当と考えられる事項>

#### 1. 目的

農業経営の目指す方向、協定を締結する目的等

#### 2. 経営計画の策定

「長期農業経営改善計画」：中長期の資金計画、施設・農業機械の更新・導入、就業条件の改善等

「年度別農業経営計画」：上記の計画に基づく、毎年度の具体的な行動等

### 3. 経営の役割分担

農業経営における個人の責任を明確にするため、農業経営における役割分担の取り決め

### 4. 収益分配

農業経営から得られる収益の分配方法等についての取り決め

### 5. 就業条件

農作業における就業時間、休日・休暇等についての取り決め

### 6. 将来の経営移譲

農業後継者への経営移譲の時期・方法等の取り決め

### 7. その他

経営の発展段階等に応じた次の事項等についての取り決め

- ・簿記記帳、青色申告の実施
- ・労働日誌の記帳
- ・後継者の養成、教育
- ・経営体構成員が新規部門へ経営展開する場合の支援方法
- ・家族のライフステージを踏まえた中長期の生活設計
- ・家計費に繰り入れる金額の分担、家事分担等生活面についての取り決め
- ・その他協定で規定していない事項の決定方法



## § 4 家族経営協定を結ぶまでの流れ

家族経営協定は、家族間のルールづくりを目指すものですから、決められた形式がある訳ではありません。地域や家族のおかれた現状に応じた、キメ細かい対応が望めます。

### 「家族経営協定」を結ぶまで

#### まずは話し合い

家族の就業・生活をめぐる課題や農業経営の計画を明らかにする

[ 例えば ]

世帯員の労働報酬、休日、役割分担等の現状を検討

作付け計画、新規作目の導入、所得目標等の検討

経営権・経営資産の継承に向けた意見交換



#### 対応策を考える

問題点・課題の解決や目標の樹立のために、どのような取り決めが必要か

[ 例えば ]

世帯員の就農意欲の向上、家族経営内の個人の地位の確立に必要な協定事項を検討

経営の体質改善のための、簿記記帳・青色申告等への対応策を検討、金融・税制等の関連諸制度の研究



#### 協定を結ぶ

第三者の立ち会いのもとで協定を結ぶ

[ 例えば ]

世帯員と立会人が協定書に署名捺印

協定農家が集まり調印式を行うなど、地域ぐるみの取り組みへの発展



#### 計画の実行と見直し

締結した内容が履行されているか否かの点検・見直し

[ 例えば ]

農業経営と生活経営計画の見直し

法人化の検討

就農条件の見直し

<例：夫婦による場合>

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、甲(夫 千曲 太郎及び乙(妻 千曲 花子が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

経営計画の策定)

第2条 甲及び乙は協議の上、今後の資金計画、作付け計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(経営の役割分担)

第3条 前条の経営計画に基づく具体的な行動のうち、 に係るものについては甲が、 に係るものについては乙が主体となり行うものとする。  
また、簿記記帳については が、労働日誌の記帳については が行うものとする。)

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月 日に甲及び乙の個人名義の口座へ振り込むものとする。  
甲 万円 乙 万円  
また、賞与として、甲及び乙で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。  
なお、配分額については、農業収益、経営計画に基づく企画労働、農作業労働等の従事状況等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。  
1日の労働時間は、甲は 時間、乙は 時間を原則とし、農作業の繁閑により甲、及び乙で協議の上延長または短縮する。  
休日は、甲及び乙各々につき原則として月 回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況等を踏まえ、甲及び乙で協議の上変更することができるものとする。  
また、正月、盆等の休日については、甲、乙で協議の上定めるものとする。

(将来の経営移譲)

第6条 甲及び乙が有する経営権及び経営用資産を将来移譲するに当たっては、甲及び乙の合意に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲及び乙で協議の上定めるとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

(附則)

この協定書は、平成 年 月 日より実施する。  
この協定書の有効期限は、実施の日より 年間とし、当事者から申立てがない限り自動的に更新されるものとする。  
この協定書は、3通作成し、甲、乙及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 千曲市上山田温泉4丁目15番地1

甲 夫) 千曲 太郎



乙(妻 千曲 花子



立会人 山田 次郎



## 家族経営協定を締結した場合の制度的なメリット

家族経営協定が締結されていることを条件として受けられる制度的なメリットがあります。

### 認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、協定の締結等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請を認めています。(女性農業者や農業後継者も、パートナーとともに認定農業者となることが可能です)

### 農業者年金

意欲ある担い手に対する措置として、認定農業者、青色申告者等の意欲ある担い手と協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料(20,000円)に対し一定割合の国庫助成(政策支援)が行われます。

### 農業改良資金等

農業改良資金等においては、女性農業者や農業後継者が当該資金の貸付を受けようとする場合、協定を締結していることを要件の一つとしています。

### 果実需給調整対策

対象生産者を認定農業者等としており、その中に「認定農業者と同等の果樹農業担い手と認められる者であって協定を締結し経営に参画している配偶者」が含まれます。

### 農地のあっせん

農地の所有者等から、農地の貸し借り、売買についてあっせんを受けたい場合(あっせんの対象者)を「担い手たる農業経営の経営主」としており、夫婦共同経営の場合、夫婦間において、経営内での役割分担が協定の締結等によって明確化され、夫婦共が経営方針の決定に参画しており、農産物の出荷者名等が共同名義となっている等、両者共が共同経営主であることを確認できる場合にあつては、夫婦両方を「経営主」として、あっせんの対象となることは支障がないとされています。

### 農林水産祭参加の表彰行事における夫婦連名表彰

経営への配偶者の貢献度が高いことから明らかな場合には夫婦連名で表彰が受けられます。その際、家族経営協定書、作業日誌等、当該表彰に係る部門における経営主の配偶者の部門分担、従事日誌等が概ね5割に達していると確認できる書類、普及組織等による意見書、が必要とされています。

### 持続農業法、エコファーマーの共同申請

協定を締結している場合に限り、夫婦や親子等、家族内の複数の者が共同申請し、導入計画の認定を受けられる。